

～令和7年4月採用（令和6年度実施）～

安城市職員

採用候補者試験【追加募集】実施要項 保育士・保育教諭職

申込期間 10月21日（月）から11月11日（月）まで

1 採用予定職種・採用予定人数・受験資格

職種	人数 (程度)	受験資格	
		年齢・学歴	免許・資格等
保育士 ・ 保育教諭職	5人	平成6年4月2日以降に生まれた人で、4年制大学・短期大学等を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業見込みの人	保育士資格（資格の登録を受けることを要する。）及び幼稚園教諭免許を取得した人又は取得見込みの人

※他の職種・日程を併願することはできません。

※「短期大学等」とは、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程をいいます。また、「専修学校の専門課程」とは、修業年限が2年以上で、1,700時間以上の授業の履修を義務付けている課程をいいます。


2 試験日程

試験	試験科目	試験日
第1次	教養試験及び専門試験	11月24日（日）
第2次 (最終)	実技試験及び個別面接試験	12月11日（水）
	結果発表	12月下旬

3 出題分野

試験科目	出題分野
教養試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力
専門試験	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健、障害児保育（前述のいずれかの分野で出題の場合あり）

4 受験申込方法

申込方法	<p><u>申込期間内に、次の①から③までの手続を全て行ってください。</u></p> <p>①仮登録 安城市公式ウェブサイトから試験一覧ページにアクセスし、各職種の試験区分をクリックして申込手続（氏名、メールアドレス等の入力）をしてください。</p> <p>②本登録 仮登録完了後、登録したメールアドレスに送付されるURLにアクセスし、本登録を完了してください。 ※仮登録完了のメールが届かない場合は、迷惑メールとして処理されていないか確認してください。</p> <p>③申込み 本登録完了後、応募者マイページにログインし、応募者情報（志望理由等）を入力してください。</p>	
受付期間	令和6年10月21日（月）から同年11月11日（月）まで	
安城市公式ウェブサイト （安城市職員採用）	https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/shokuinboshu/index.html	

※申込みはオンライン申請に限ります。書類の郵送又は持参による申込みはできません。

※第1次試験の詳細について、11月15日（金）までにメールで通知します。期日を過ぎてもメールが届かない場合は、人事課人事係に連絡してください。

5 提出書類

成績証明書及び卒業（見込）証明書

※第2次試験受験時に提出していただきます。なお、提出書類は、理由を問わず返却しません。

※現在の氏名が異なる場合は、氏名変更が分かる戸籍抄本、運転免許証の写し等を添付してください。

※最終学歴のもの（大学院修了以上の最終学歴の方は**大学**のもの）を提出してください。

6 勤務条件等（参考）

《令和6年4月1日現在》

給与	初任給 （地域手当を含む。）	大学卒：226,688円 短大等卒：203,616円 ※民間企業や官公庁等（保育園等を含む。）の職務経験者の初任給は、実務経験年数及び学歴に応じ決定されます。
	諸手当	期末勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。
	その他	人事評価制度により、勤務成績を給料及び賞与に反映する仕組みを採っています。
勤務時間		原則として午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、社会情勢等により変更される場合があります。また、配属先によっては、時差出勤になる場合があります。
出勤日		原則として月曜日から金曜日まで。ただし、配属先によっては、土曜日、日曜日及び祝日が出勤になる場合があります。
その他		社会福祉法人安城市こども未来事業団（以下「事業団」という。）が運営する保育園又は認定こども園に配属となる場合があります。 ○事業団への派遣制度 事業団には、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、安城市職員の身分を保有したまま派遣され、給与や福利厚生等の各種制度も同じように適用されます。 ○事業団での運営体制 事業団には、令和3年4月から安城市の公立園の一部を移管しており、その運営に当たっては、安城市と事業団との間で協定を締結し、公私連携のもと安城市が積極的に運営に関与できる保育園又は認定こども園とすることにより、公立園と同じ保育水準を確保しています。

<注意事項>

- ※地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人は、受験できません。
- ※「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、安城市では、外国籍の職員は、「公権力の行使に当たる業務」に就くことができません。
- ※合格者は、採用候補者名簿に登載し、令和7年4月1日に採用される予定です。ただし、採用時に各学校を卒業していない場合又は資格等を有していない場合は、失格となります。
- ※受験に際し、保育士資格の特定登録取消者に該当しないかを安城市にて事前に確認します。
- ※自然災害等により試験実施に影響がある場合は、受験申込時に登録したメールアドレス宛てにお知らせします。

<問合せ先>安城市役所企画部人事課人事係 電話：0566-71-2203（直通）／メール：jinji@city.anjo.lg.jp